

こ 支 虐 第 3 1 号
令 和 6 年 2 月 6 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

児 童 相 談 所 の 採 用 ・ 人 材 育 成 ・ 定 着 支 援 事 業 の 実 施 に つ い て

全 国 の 児 童 相 談 所 に お け る 職 員 の 採 用 ・ 人 材 育 成 ・ 職 場 へ の 定 着 支 援 の た め の 体 制 強 化 を 図 る た め 、 児 童 相 談 所 の 採 用 ・ 人 材 育 成 ・ 定 着 支 援 事 業 を 下 記 に よ り 実 施 し 、 令 和 5 年 11 月 29 日 か ら 適 用 す る こ と と し た の で 、 そ の 適 正 か つ 円 滑 な 実 施 を 図 ら れ た く 通 知 す る 。

記

第 1 事 業 の 種 類

- 1 定 着 支 援 ア ド バ イ ザ ー 配 置 事 業
- 2 V R 等 を 活 用 し た 研 修 シ ス テ ム 作 成 事 業

第 2 事 業 の 実 施

各 事 業 の 実 施 は 次 に よ る こ と 。

- 1 定 着 支 援 ア ド バ イ ザ ー 配 置 事 業 実 施 要 綱 (別 紙 1)
- 2 V R 等 を 活 用 し た 研 修 シ ス テ ム 作 成 事 業 実 施 要 綱 (別 紙 2)

定着支援アドバイザー配置事業実施要綱

1 事業の目的

全国の児童相談所において、心理職等を配置し、児童福祉司等に対する個別面談等を実施し、離職の防止等を図ることにより、児童福祉司等の職場への定着促進を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。）とする。

3 事業内容

児童相談所に心理職又は定着支援を適切に実施できる者を配置（委託を含む。）し、児童福祉司等が適切な支援を行えるような心理的側面からの指導・助言等を行う。

- ・カウンセリング等の個別面談
- ・メンタルヘルスに関する研修等の啓発
- ・職場環境改善に向けた助言・指導
- ・その他職員の定着に資する取組

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

VR等を活用した研修システム作成事業実施要綱

1 事業の目的

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、虐待・思春期問題情報研修センター（以下「研修センター」という。）において、VR等を活用した困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備することにより、人材育成及び資質向上を図る。

2 実施主体

実施主体は、社会福祉法人横浜博萌会又は公益財団法人こども財団とする。

3 事業内容

研修センターは、VR等を活用した児童相談所業務におけるケース対応に資する研修教材を作成する。

※研修教材において想定される例

- (1) 衛生的な観点からネグレクトが疑われる家庭への訪問
- (2) 189経由で近隣から泣き声通告があった家庭への訪問

4 費用

国は、横浜市又は明石市が社会福祉法人横浜博萌会又は公益財団法人こども財団が実施したVR等を活用した研修システム作成事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

